

平成 19 年 3 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号
アドバンス・レジデンス投資法人
代表者名 執行役員 佐藤 研 三
(コード番号：8978)

投資信託委託業者名
東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号
ADインベストメント・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 研 三
問合せ先 経営管理部長 今村 利 之
TEL. 03-5216-1871 (代表)

規約の変更及び役員を選任に関するお知らせ

アドバンス・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 19 年 3 月 27 日開催の本投資法人役員会において、規約の変更及び役員を選任について平成 19 年 4 月 25 日に開催される予定の第 4 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約の変更及び役員を選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- ① 会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含む。）の施行により、投信法等の投資法人に関する法令が改正されたことに伴い、各条項の文言を当該法令の文言に適合させるべく、変更を行うものです。
- ② 本投資法人の設立に際して定めた規定のうち既に不要となった条項及び既に手続きが完了した条項を削除し、規約の簡素化を図るものです。
- ③ 投資対象資産の見直しを行うことで、今後の投資対象を明確化するものです。
- ④ 上記の変更に伴い、規約の各条項の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて各条項の番号を改めるとともに、条文の整備を行うものです。

（規約変更の詳細につきましては、別紙「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員を選任について

本投資法人の現執行役員及び現監督役員の任期は平成 19 年 9 月 12 日までとなっておりますが、今後、執行役員及び監督役員の選任に係る投資主総会の開催時期を決算公表の時期に近接して行うべく、現執行役員の佐藤研三、現監督役員の松田秀次郎及び大嶋芳樹より平成 19 年 4 月 30 日付にて辞任したい旨の申し出があったため、改めて上記 3 名を平成 19 年 5 月 1 日付で執行役員及び監督役員に選任する旨の議案を提出するものです。

（役員選任の詳細につきましては、別紙「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）



3. 日程

平成 19 年 3 月 27 日	第 4 回投資主総会提出議案の役員会承認
平成 19 年 4 月 10 日	第 4 回投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 19 年 4 月 25 日	第 4 回投資主総会（予定）

以 上

【添付書類】 第 4 回投資主総会招集ご通知

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成19年4月10日

投資主各位

東京都千代田区紀尾井町3番12号
アドバンス・レジデンス投資法人
執行役員 佐藤 研 三

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、平成19年4月24日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第14条第1項及び第2項

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年4月25日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階「サファイア」の間
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項
決 議 事 項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- (お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人規約第12条第1項により、本投資法人の投資主の方に限ります。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.adr-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の施行により、投信法等の投資法人に関する法令が改正されたことに伴い、各条項の文言を当該法令の文言に適合させるべく、変更を行うものです。
- ② 本投資法人の設立に際して定めた規定のうち既に不要となった条項及び既に手続きが完了した条項を削除し、規約の簡素化を図るものです。
- ③ 投資対象資産の見直しを行うことで、今後の投資対象を明確化するものです。
- ④ 上記の変更に伴い、規約の各条項の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて各条項の番号を改めるとともに、条文の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第1条（商号） 本規約で設立する投資法人は、アドバンス・レジデンス投資法人（以下「 <u>本投資法人</u> 」という。）と称し、英文ではAdvance Residence Investment Corporationと表示する。	第1条（商号） 本投資法人は、アドバンス・レジデンス投資法人と称し、英文では Advance Residence Investment Corporationと表示する。
第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第5条（発行する投資口の総口数） 1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。 2. （記載省略）	第5条（発行可能投資口総口数） 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。 2. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 本投資法人は、<u>第1項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口を追加発行することができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認する価額とする。</u></p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）</u>、<u>質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p> <p>第7条（<u>投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</u>） 本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p> <p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都各区内として、2年に1回以上開催する。</u> 2. （記載省略） 3. 投資主総会を招集するには、<u>会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</u> <p>第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数で<u>これを行う。</u></p>	<p>3. 本投資法人は、<u>発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者を募集することができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。</u></p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p> <p>第7条（<u>最低純資産額</u>） 本投資法人の<u>最低純資産額は、5,000万円とする。</u></p> <p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として、2年に1回開催する。</u> 2. （現行どおり） 3. 投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日から2か月前までに投資主総会の日を公告し、投資主総会の日から2週間前までに各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</u> <p>第11条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数を<u>もって行う。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2. <u>書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。</p> <p>2. <u>前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第15条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載された投資主又は登録質権者をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主又は登録質権者とする。ただし、決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合に限る。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。</p>	<p>第13条（書面及び電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u></p> <p>2. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p>3. <u>書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。</p> <p>2. <u>前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第15条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、決算期から3か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合に限る。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、<u>出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会 第17条（<u>執行役員及び監督役員</u>の員数並びに役員会の構成） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>執行役員と監督役員は役員会を構成する。</u></p> <p>第18条（<u>執行役員及び監督役員</u>の選任及び任期） 1. <u>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りでない。</u> 2. <u>執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第19条（<u>執行役員及び監督役員</u>の報酬の支払基準） 本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。 (1) (記載省略) (2) (記載省略)</p> <p>第20条（<u>執行役員及び監督役員</u>の賠償責任の免除） 本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p>	<p>第16条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令で定める事項</u>を記載した議事録を作成する。</p> <p>第4章 役員及び役員会 第17条（<u>役員</u>の員数並びに役員会の構成） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、<u>役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</u></p> <p>第18条（<u>役員</u>の選任及び任期） 1. <u>役員は、投資主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>役員の任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第19条（<u>役員</u>の報酬の支払基準） 本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり)</p> <p>第20条（<u>役員</u>の賠償責任の免除） 本投資法人は、<u>役員</u>の<u>投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において役員会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第31条にいう営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（第2号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p> <p>第21条（招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> （記載省略） 役員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに、執行役員及び監督役員の全員に対して発するものとする。ただし、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</u> <p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u>が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第25条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りでない。</u></p> <p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。 （記載省略） （記載省略） 	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第21条（招集及び議長）</p> <ol style="list-style-type: none"> （現行どおり） 役員会の招集通知は、<u>役員会の日の3日前までに、役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。 <p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第25条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、資金の借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）の発行を行うことができる。なお、資金を借り入れる場合は、証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。 （現行どおり） （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. (記載省略)</p> <p>第31条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで (以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。) とする。<u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年6月末日までとする。</u></p> <p>第32条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条第1項に定める利益の金額 (以下「分配可能金額」という。)</u> は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益 (決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額 (純資産額) から出資総額、出資剰余金及び<u>評価差額金</u>の合計額 (出資総額等) を控除した金額をいう。) とする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法 (昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。) 第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得の金額」という。) の100分の90に相当する金額を超えて<u>分配するものとする。</u> なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) (記載省略)</p>	<p>4. (現行どおり)</p> <p>第31条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで (以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。) とする。</p> <p>第32条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額 (以下「分配可能金額」という。) は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益 (決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額 (純資産額) から出資総額、出資剰余金及び<u>評価・換算差額等</u>の合計額 (出資総額等) を控除した金額をいう。) とする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法 (昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。) 第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得の金額」という。) の100分の90に相当する金額を超えて<u>本投資法人が決定する金額とする。</u> なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 分配金の分配方法 <u>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。また、本投資法人は、営業期間中に新たに発行された投資口に関する金銭の分配金額について、役員会の決定により、日割りにより計算することができる。</u></p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>第34条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務をいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</u></p> <p>第11章 成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第35条 (成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</p> <p><u>本投資法人の成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙4に定めるとおりとする。</u></p>	<p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>第34条 (業務及び事務の委託)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12章 附則 <u>第36条（設立企画人）</u> <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u> <u>名称：ADインベストメント・マネジメント株式会社</u> <u>住所：東京都千代田区紀尾井町3番12号</u> <u>第37条（設立企画人報酬）</u> <u>設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として6,000万円を受領する。</u> <u>第38条（投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額）</u> <u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬及びその他設立のための事務に必要なとなる費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用、投信法第187条に規定する登録のために支出した費用及び投資証券の作成印刷費等を含む。）とし、その金額は1億円を上限とする。</u> <u>第39条（消費税及び地方消費税）</u> （記載省略） <u>第40条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u> <u>本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は200口とする。</u> （新設）</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 （記載省略） 資産運用の対象 本投資法人の主要な投資対象は、下記の不動産等及び不動産対応証券とする。 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 本投資法人は、上記1. 及び2. に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1) （記載省略） (2) コール・ローン (3)～(6) （記載省略）</p>	<p>第11章 附則 （削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第35条（消費税及び地方消費税） （現行どおり） （削除）</p> <p>第36条（短期投資法人債） <u>本規約中、短期投資法人債に関する規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日から効力を生じる。</u></p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針 資産運用の基本方針 （現行どおり） 資産運用の対象 本投資法人の主要な投資対象は、下記の不動産等及び不動産対応証券とする。 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 本投資法人は、上記1. 及び2. に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1) （現行どおり） (2) コールローン (3)～(6) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) <u>金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号で定めるものをいう。）</u></p> <p>(8) <u>金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</u></p> <p>4. 本投資法人は、不動産等への投資に当たり、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) <u>信託財産を上記(1)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(3) 株式（本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随する場合に取得する当該不動産の管理会社等の株式に限る。）</p> <p>投資態度</p> <p>(1)～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 資産総額のうちに占める不動産、信託の受益権（不動産のみを信託するものに限る。）及び投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資（不動産のみに運用するものに限る。）の価額の割合として租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。）第22条の19第3項で定める割合を100分の75以上とする。</p> <p>投資制限</p> <p>(記載省略)</p> <p>取得した資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(記載省略)</p> <p>別紙2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の通り投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(7) (記載省略)</p> <p>(8) 金融先物取引に関する権利及び金融デリバティブ取引に関する権利</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(7) 金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等への投資に当たり、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 株式（本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随する場合に取得する当該不動産の管理会社等の株式に限る。）</p> <p>投資態度</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>本投資法人は、</u>資産総額のうちに占める不動産、信託の受益権（不動産のみを信託するものに限る。）及び投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資（不動産のみを運用するものに限る。）の価額の割合として租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。）第22条の19第4項で定める割合を100分の75以上とする。</p> <p>投資制限</p> <p>(現行どおり)</p> <p>取得した資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(現行どおり)</p> <p>別紙2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次の通り投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 金融先物取引に関する権利及び金融デリバティブ取引に関する権利</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(9)～(10) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>別紙 3 投資信託委託業者に対する資産運用報酬 本投資法人が運用資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を投資信託委託業者の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p> <p>基本報酬 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された総資産額に年率0.50%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算）を上限とする金額を決算日より2か月以内に支払う。</p> <p><u>ただし、本投資法人の第1期の営業期間については、当該期間中に本投資法人が取得した不動産及び不動産対応証券の「売買代金」の合計金額に年率0.50%を乗じた金額（本投資法人が当該不動産及び不動産対応証券を取得した日から第1期の決算期までの実日数による日割計算）を上限とする金額を決算日より2か月以内に支払う。「売買代金」とは、売買契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。</u></p> <p>取得報酬 (記載省略)</p> <p>譲渡報酬 (記載省略)</p> <p>インセンティブ報酬 (記載省略)</p> <p>別紙 4 <u>成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社</u></p>	<p>③ <u>上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</u></p> <p>(9)～(10) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>別紙 3 投資信託委託業者に対する資産運用報酬 本投資法人が運用資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を投資信託委託業者の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p> <p>基本報酬 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された総資産額に年率0.50%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算）を上限とする金額を決算日より2か月以内に支払う。</p> <p>取得報酬 (現行どおり)</p> <p>譲渡報酬 (現行どおり)</p> <p>インセンティブ報酬 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

現執行役員の任期は平成19年9月12日までとなっておりますが、今後、執行役員の選任に係る投資主総会の開催時期を決算公表の時期に近接して行うべく、今般、現執行役員の佐藤研三より平成19年4月30日付にて本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて平成19年5月1日付で執行役員の選任をお願いする次第であります。新たに選任される執行役員の任期は、規約第18条第2項の規定により、選任された平成19年5月1日より2年となります。

なお、本議案は、平成19年3月27日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
佐藤 研三 (昭和22年5月12日)	昭和45年4月 伊藤忠商事株式会社入社 調査室
	昭和53年4月 同 産業プラント部
	昭和63年4月 同 海外不動産部海外不動産販売チーム長代行
	昭和63年8月 同 海外不動産部海外不動産第四課長
	平成元年4月 同 海外建設第一部海外建設第一課長
	平成2年12月 同 海外不動産開発室豪州チーム長
	平成8年7月 同 不動産事業開発部長代行
	平成13年4月 同 建設・不動産部門長補佐
	平成15年6月 伊豆大仁開発株式会社 代表取締役社長
	平成17年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 代表取締役 (現在に至る)
	平成17年9月 アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているADインベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役であります。平成17年9月8日付にて金融庁長官より投資信託委託業者の取締役についての投信法第13条に基づく兼職承認を得ております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

現監督役員の任期は平成19年9月12日までとなっておりますが、今後、監督役員の選任に係る投資主総会の開催時期を決算公表の時期に近接して行うべく、今般、現監督役員の松田秀次郎及び大嶋芳樹の両名より平成19年4月30日付にて本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて平成19年5月1日付で監督役員の選任をお願いする次第であります。新たに選任される監督役員の任期は、規約第18条第2項の規定により、選任された平成19年5月1日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	松田 秀次郎 (昭和13年4月17日)	昭和39年6月 伊藤瑛介公認会計士事務所入所 昭和39年12月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和44年4月 公認会計士松田秀次郎事務所開業 昭和44年6月 日本アイビーエム株式会社入社 昭和46年3月 等松青木監査法人（現監査法人トーマツ）入所 昭和56年5月 ダウケミカル日本株式会社入社 予算管理担当部長 昭和56年7月 トリンプ・インターナショナル株式会社入社 取締役財務本部長 昭和59年11月 日本エー・エム・ピー株式会社入社 財務本部長 平成4年12月 日本モレックス株式会社入社 北アジア地域担当 フィナンシャルディレクター兼日本モレックス株式会社財務本部長 平成11年10月 株式会社ティ・ワイ・オー 監査役（現在に至る） 平成13年6月 株式会社花王 監査役 平成17年3月 株式会社ドリーミュージック 取締役（非常勤）（現在に至る） 平成17年9月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員（現在に至る） 平成18年6月 曙ブレーキ工業株式会社 監査役（非常勤）（現在に至る）

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
2	大 嶋 芳 樹 (昭和21年2月28日)	昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 弁護士登録 昭和53年4月 赤坂総合法律事務所開設（現在に至る） 平成17年9月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員 （現在に至る）

- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

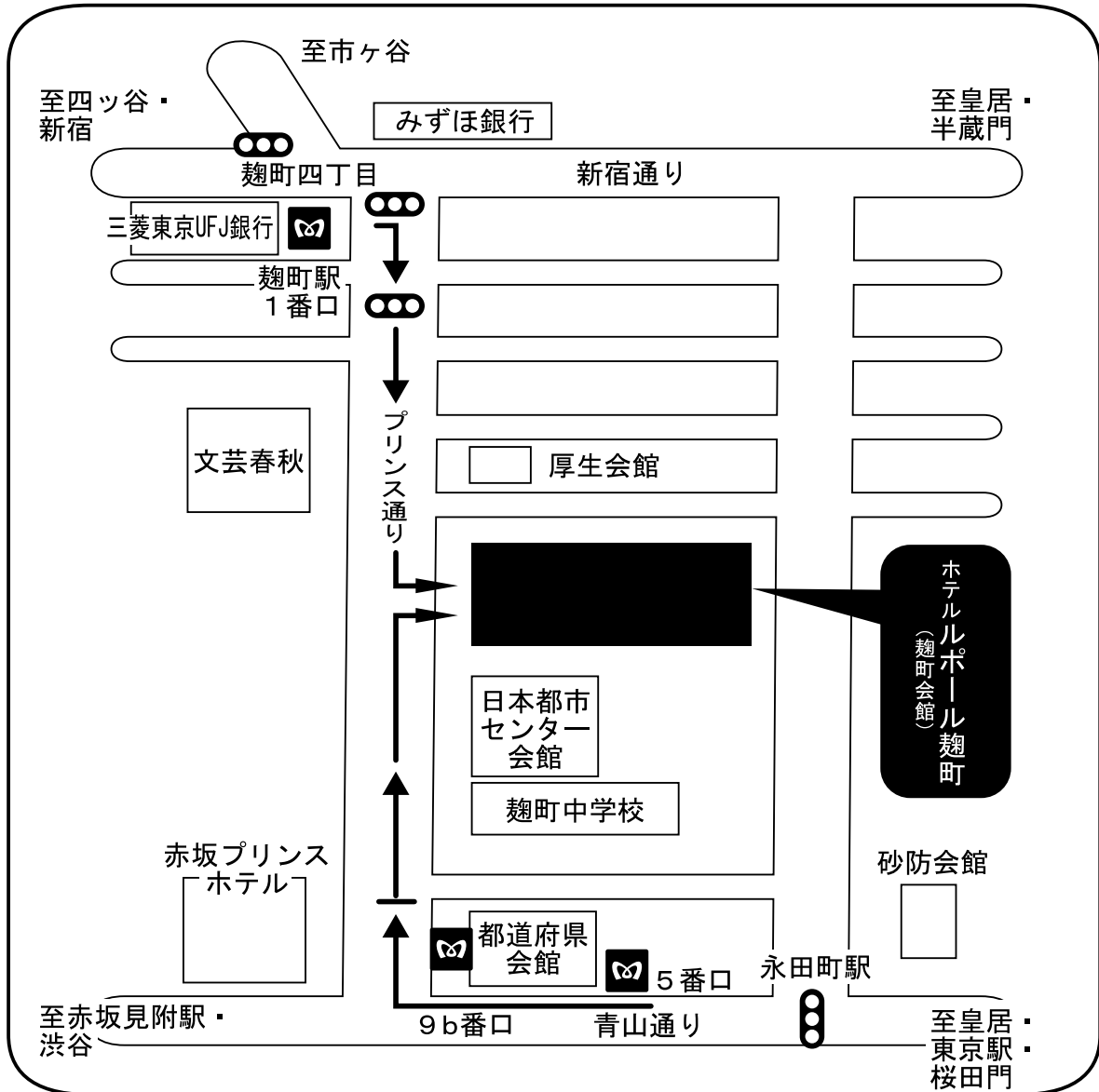
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
 ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階「サファイア」の間
 電話 (03) 3265-5365



交通：地下鉄 ■半蔵門線・有楽町線 永田町駅（5番口）から徒歩6分
 ■南北線 永田町駅（9b番口）から徒歩4分
 ■有楽町線 麹町駅（1番口）から徒歩4分